
*
* 令和 5 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年6月9日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年6月9日 午後 1時25分 開会
3. 令和5年6月9日 午後 2時12分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	欠	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	出	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	欠	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	出	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 長	田 村 直 之		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第10号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第11号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件	許 可
		第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	2件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			9番	西 村 匡 弘	
			10番	小 物 博 子	
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和5年6月9日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 15 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 3 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。9 番西村委員と 10 番小物委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、15 番及び 16 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 10 号 15 番及び 16 番朗読説明 － 15 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 6 5 1 m²です。譲受人の通作距離は、5 0 0 m 以内、耕作面積は 1, 3 5 9 m²で、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 8 万円です。 16 番は、譲受人は同一人で、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1, 0 0 1 m²です。譲受人の通作距離、耕作面積、耕作人の状況は同様で、対価は 10 アール当り 20 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 31 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
中藤次長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は大きな木がありましたが、伐採されており、譲受人が耕作している農地と一体的に耕作されるという話でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長 伊達委員	なしとの声がありました。15 番及び 16 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、15 番及び 16 番については許可とすることに決定しました。
	次に 17 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 10 号 17 番朗読説明 － 17 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 2, 4 3 9 m²です。譲受人の通作距離は、6 km 以内、耕作面積は 1, 8 0 0 m²、家族 2 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 30 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺は管理されており、問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。17 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１７番については許可とすることに決定しました。 次に１８番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第１０号１８番朗読説明 － １８番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、３筆９４６㎡です。畑については、１筆７５７㎡で、合計４筆で１，７０３㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は１０５㎡、家族３人中耕作人は３人、対価は１０アール当り１３万２千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中村委員	耕作できる状態ではないが、檀家の方が年２回草刈をされている。周りの迷惑にはならないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１８番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に、「議案第１１号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。３番について事務局から説明をお願いします。
議 長	－ 議案第１１号３番朗読説明 －
中藤次長	３番は、転用者が、申請農地を住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田１筆１８０㎡、この農地の農地区分は、２種農地となります。施設の概要としては、倉庫が３０．９９㎡と７．１３㎡２棟です。備考に記載しておりますが、既存宅地と合わせた全体計画面積は、４６１．３２㎡であり、既存宅地に建設されている本宅等の既存建物が１１１．２８㎡であり、それを合わせた建ぺい率は３２．３８％です。(２２％以上) この案件につきましては、次の議案第１２号１８番の申請に向けて調査を行っていたところ、既に宅地造成され、倉庫が建設されていることが発見され今回の申請に至ったものであり、申請者に反省を促すために始末書の提出をいただいております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第４条第６項及び第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、７ページから８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	既に造成されている案件であるため、始末書の提出をしてもらっています。よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

西村委員	申請は1筆であるが、議案の集成図には3筆丸が付けられています。
中藤次長	議案第12号18番の2筆と隣地に関連があるため、それとあわせて記載しています。
議 長	他に意見等ある方いませんか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。18番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第12号18番朗読説明 － 18番については、転用者が、設定人から申請農地に使用貸借権を設定し、住宅及び露天駐車場並びに進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆425㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、木造2階建67.90㎡、露天駐車場37.50㎡、進入路118.12㎡です。資金については、借入金2,650万円です。備考に記載しておりますが、既存宅地を含めた全体計画面積は478.62㎡で、既存宅地を含めた進入路面積は171.74㎡、それと露天駐車場37.50㎡を除いた敷地面積は269.38㎡であり、それに対する建ぺい率は25.20%です。(22%以上)なお、許可前に宅地の造成が行われていたため、転用者に反省を促すために始末書の提出をいただいています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内に工作物の建築を行うことになるので河川法(55条)が該当しますが、許可見込みであることを岡山県備中県民局高梁地域事務所に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	先ほどの案件と同じで既に転用している部分があるため、始末書の提出をしてもらっています。よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。
	次に19番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第12号19番朗読説明 － 19番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆1,176㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり30万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.5kwです。資金については、自己資金853万円です。この案件につき

議 長 吉岡委員 議 長 議 長 議 長	まして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、前の案件と同様に河川法が該当しますが、許可見込みであることを岡山県備中県民局高梁事務所に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 川沿いの農地で長い間耕作はされていない様子でした。近隣農地にも影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。 次に20番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第12号20番朗読説明 － 20番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆1,936㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当たり51万6千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kw、露天駐車場237㎡です。資金については、自己資金810万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、6月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人は高齢になられ、設置に踏み切られたようです。近隣に害が及ぶことはないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番及び2番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年6月20日、利用権の設定を受ける者は2名、利用権の設定をする者は2名、利用権の設定をする件数は2件、利用権設定面積は4,176㎡となっています。各筆明細について説明いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第3回総会を閉会します。

10番 小物博子